

ごみステーション集約方針等について

1. ごみステーション設置要綱について

1-1. 設置要綱の主な内容について

・第5条(事前協議及び現地調査) – 新設の手順を記載

設置者は第6条(設置基準)を確認しつつ設置場所を決定し、「届出書」に必要事項を記入した上で市に提出する。

・第6条(設置基準) – 新設する際の基準を記載

危険な場所や、収集作業上問題となる場所への設置を禁止する。
ごみステーション間の距離及び利用世帯数について基準を設定した。
⇒地域事情を考慮し、基準を守れない場合は市が個別に判断する。
(市の判断が公平になるように職員向けの判断基準を作成予定)

・経過措置 – 設置場所に危険性が無い限りは新設にのみ適用

現在あるごみステーションについては、設置場所に交通事故や排出時の危険性がある場合を除いて要綱の設置基準を適用しない。
⇒危険性がある場所については移動等の対応を依頼する。
その他のごみステーションについては集約を進める中で整理する。

1-2. 検討の必要な事項

ごみステーション「管理」の定義について

- ・管理者が明確であること
- ・設置場所を把握していること
- ・利用者が定められていること
- ・清掃等がなされていること

以上の4点が満たされていることを条件と考える

1-3. 設置要綱に関するスケジュール

令和3年	11月	第10回あり方検討委員会で案を示す
	12月	民生常任委員会にて案を示す
令和4年	1月	決裁

2. ごみステーション集約について

2-1. 現在使用されていないごみステーションについて

作業員よりしばらくごみが排出されていない、収集容器が無くなった等の使用されていないごみステーションが100箇所以上報告されている。

⇒ 随時、確認を行い廃止等の対応を進めていく。

⇒ 今後は届出書により使用しなくなった際には報告をもらう

2-2. ごみステーション集約の方針について

① 町会アンケートの実施について

集約を進めるにあたり、対象地域や管理者情報が事前に必要となる。

⇒ 市内の全町会にごみステーションに関するアンケートを実施し、集約に必要な情報を把握する。

町会アンケートのスケジュール

令和3年 11月 第10回あり方検討委員会でアンケート案を示す

12月 内容を修正した上で発送する

令和4年 1月 1月初旬～中旬を回答期限として回収・集計する

② ごみステーション集約の進め方について(令和4年度以降)

町会アンケートから集約に協力してくれる町会や地区を選定し、集約のモデルとして進めていく。

－集約の流れ－

1. 対象とする地域の選定

2. 対象地域のごみステーションの管理者情報の確認

3. 集約案を市が作成し示す

⇒ 何も無い状態で集約を進めるのは非常に難しいと考え、最初に市が集約案を提示し、それを元に検討してもらう。

4. 集約する

－集約に対する補助について－

集約に伴い生じる費用について補助を検討している。

・ 使用しなくなる収集容器の回収

⇒ 集約により使用しなくなる古い収集容器を回収し、市が処分または、集約を予定している地域での再活用を想定。

・ 集約に伴う収集容器の購入費用を助成

⇒ 集約により大きな容器の購入が必要になると考えられるため、その購入費用に対して助成。